

課税の特例措置の対象事業

① 倉庫業

倉庫に物品を保管する業。

③ 特定の機械等修理業

機械や家具等を修理する業であつて、国際物流拠点を活用するもの。

⑤ 航空機整備業

航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業

⑥ 道路貨物運送業

自動車等により貨物の運送を行う業。

⑧ 特定の不動産賃貸業

一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。

② 特定の無店舗小売業

店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であつて、国際物流拠点を活用するもの。

④ 製造業

新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業。

⑦ 卸売業

有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。

特定国際物流拠点事業

(投資税額控除・特別償却・所得控除)

国際物流拠点産業

(投資税額控除・特別償却)

※ **国際物流拠点産業**: 国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾や空港において積み込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業。
特定国際物流拠点事業: 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるもの。